

審議会等の会議結果報告書

【担当課】 総務課

会議の名称	第1回 茅野市特別職報酬等審議会		
開催日時	令和4年8月23日（火） 午後7時～午後7時55分		
開催場所	茅野市役所704・705会議室		
出席者	<p>【委員】 細田秀司会長、長田幸子委員、矢島敬一委員、深井孝彦委員 北原政彦委員、小平健一委員、熊谷洋委員、両角美智代委員 中村勝哉委員</p> <p>【事務局】 有賀総務部長、田中総務課長、国枝職員係長</p>		
欠席者	【委員】 山岡百合子委員		
公開・非公開の別	公開・非公開	傍聴者の数	0人
議題及び会議結果			
発言者	協議内容・発言内容（概要）		
事務局（国枝係長）	<p>1 開会（総務課長）</p> <p>2 委嘱書の交付 今井市長から、出席委員に委嘱書が交付される。</p> <p>3 市長あいさつ</p> <p>4 自己紹介 委員、事務局の順で自己紹介を行う。</p> <p>5 審議会について 審議会の役割について、茅野市特別職報酬等審議会条例に基づき説明。 また、審議会の今後の流れについて説明。本日第1回目は、審議会の役割の確認と審議にあたって必要な資料の説明をさせていただき、第2回目以降に具体的な審議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（質問なし）</p>		
事務局（田中課長）	<p>6 会長の互選 それでは、規定により会長の互選をお願いします。互選ということですが、どのような形で決めるか何か案がありましたらお願いします。</p> <p style="text-align: center;">特に無ければ事務局の腹案ということよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（事務局腹案でという声あり）</p>		
事務局（国枝係長）	<p>事務局案ですが、過去この審議会の会長を商工会議所会頭にお引き受けいただいておりますので、細田会頭さんをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>		

事務局（田中課長）	<p>（異議なしという声あり）</p> <p>それでは皆様から了解をいただきましたので、細田会頭に会長をお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>はい。</p> <p>（細田会長あいさつ）</p>
市長	<p>7 諮問 （市長 諮問 諮問書朗読 諮問書 別紙）</p> <p>（市長退席）</p>
会長	<p>8 審議 （1）審議会の会議の公開等について</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（国枝係長）	<p>資料4をご覧ください。その第1条の目的で、審議会等の会議を公開することにより、その審議状況を明らかにし、審議会等の透明性の向上を図るとともに、市民の市政への理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政を実現することを目的とするということが定められています。第2条では、条例で設置された審議会が対象となることが定められています。第3条には、審議会等の会議は原則として公開するものとする定められています。その中で次の3点については、会議の全部又は一部を非公開とすると定められています。1として、法令等の規定により会議を公開することができないと認められる場合。2として、茅野市情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当する事項の審議等を行う場合。3として、当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずることが明らかに予想される場合とございます。2号にあります情報公開条例第6条各号の部分ですが、資料4の4ページに抜粋して記載してありますのでご確認をお願いします。第4条では、公開するかしないかは会長が審議会に諮って決めること、第11条では会議録の作成等について規定されています。会議録の作成にあたっては発言した者の氏名を省略することができるとされています。名前を公開することで自由闊達な審議を妨げてしまうということから、発言者が特定されないよう個人名ではなく委員と記載する形で会議録を公開している審議会等も多くあります。</p> <p>公開にするか、会議録についてのお名前を公開をどうするか、その2点のご審議をいただければと思います。</p>
会長	<p>今、事務局の方から説明をいただきましたが公開にするのか、議事録に名前を載せるのかの2点につきましてご審議いただきたいと思います。</p>

	<p>(公開、匿名との声多数)</p>
<p>会長</p>	<p>では公開、匿名ということでお願いしたいと思います。次に(2) 諮問の内容等について、事務局の方から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (国枝係長)</p>	<p>資料3 ご覧ください。こちらの資料につきましては、先ほど市長から諮問書を会長さんの方へお渡しをさせていただきましたが、その内容となります。諮問書の内容として2点ございます。1点目は、市長、副市長及び教育長の給料の額並びに議会議員の報酬を、改正することの可否についてです。2点目は、市長、副市長及び教育長の給料の額並びに議会議員の報酬を改正することを可としたときには、改正の額及び改正の実施時期についてご審議をいただきたいと思います。また、裏面には7月13日付で茅野市議会議長からも諮問の依頼がありますのでご確認をお願いします。平成10年に引き上げ改定された後、24年間据え置きとなっていることや、議会議員が非常勤特別職と位置付けられていた改定当時とは情勢の変化も著しいことから、今後の方向性も含めて諮問していただきたいとのことです。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局からの説明について、ご質問やご意見はございますか。</p>
<p>会長</p>	<p>(なし)</p>
<p>会長</p>	<p>次に(3) 検討資料の説明について、事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (国枝係長)</p>	<p>それでは資料5から資料8まで一括して説明いたします。 (下記資料に基づき説明) 資料5 茅野市特別職の職員等の給与に関する条例 資料6 県下19市特別職給与月額、議員報酬月額の状況 資料7-1 人口、予算規模及び特別職の報酬年額等の状況 資料7-2 人口、予算規模及び特別職の報酬年額等の推移(グラフ) 資料8 民間給与と国家公務員給与との比較及び人事院勧告の概要</p>
<p>会長</p>	<p>事務局からの説明について、ご質問やご意見はございますか。</p>
<p>委員</p>	<p>報酬等の推移をみると平成28年度に教育長だけ報酬が上がっていますが、何か理由があったのでしょうか。</p>
<p>事務局 (国枝係長)</p>	<p>この増額は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、一般職から特別職への変更に伴い職責が増したため3.4%の引き上げを行ったものです。</p>
<p>委員</p>	<p>19市の特別職の報酬一覧表の中で、塩尻市の議員報酬には政務活動費も含んだ報酬額となっているかと思います。茅野市の政務活動費はどうか</p>

	<p>っているのでしょうか。</p>
事務局（国枝係長）	<p>詳細を把握していませんので、次回までに政務活動費の状況を調べて回答させていただきます。</p> <p>他にも必要な資料がありましたら、次回までに用意させていただきますので、ご意見をください。</p>
委員	<p>政務調査費については、茅野市だけではなく他の市町村も分かれば資料としてお出しいただきたい。政務調査費は報酬以外に出ているということですね。</p>
事務局（国枝係長）	<p>報酬以外に出ていますので、詳細については次回までに資料をお出しいたします。</p>
委員	<p>議会の委員会手当などは出ているのでしょうか。</p>
事務局（有賀部長）	<p>委員会手当については確認させていただきます。その他に一部事務組合を兼ねている議員は別に報酬が出ていると思います。</p>
委員	<p>民間企業ですと消費者物価指数などを参考指標として見るのですが、人事院勧告には物価という観点で反映されているのでしょうか。</p>
事務局（国枝係長）	<p>人事院勧告は、毎年、民間給与を調査し比較しています。直接物価指数を反映する訳ではないですが、景気によって給与が変動しますので、それらを踏まえ人事院勧告が出されています。</p>
委員	<p>世の中の流れも把握したうえで、審議した方が良いと思いますので、出来ましたら物価変動についても資料として出していただければと思います。</p>
事務局（国枝係長）	<p>わかりました。</p>
委員	<p>根本的な考え方ですが、市議会議員の報酬は生活給ではないですね。常勤で働いている市の職員と比較するものではないということでしょうか。</p>
事務局（有賀部長）	<p>そのため給与ではなく報酬という言い方をしています。中には生活がかかっている方もいますが、あくまでも労働の対価である給与ではなく、報酬ということかと思います。</p>
会長	<p>その他、何かご質問などありますでしょうか。</p> <p>なければ、次回の審議会日程について事務局お願いします。</p>
事務局（国枝係長）	<p>資料の準備もありますので、少しお時間をいただいて9月の最終週の9</p>

	<p>月 27 日近辺に開催したいと考えていますので、ご都合をお聞かせください。</p> <p>(委員から 27 日 (火) ではなく 28 日 (水) が良いとの声)</p>
会長	<p>それでは、次回は 9 月 28 日 (水) の午後 7 時から開催いたします。</p>
委員	<p>資料は事前にお送りいただけますでしょうか。また、次回はどのようなことを議論して欲しいかとか、議論のポイントがあればお教えいただきたい。</p>
事務局 (国枝係長)	<p>資料については事前にお送りさせていただきます。議論にあたっては委員さん皆さんの意見を聞くなかで、合意形成していただければと考えます。</p>
委員	<p>議論はあと 1 回で終わるという想定でしょうか。</p>
事務局 (国枝係長)	<p>過去の例で言いますと、2 回から 3 回で結論をお出しいただいています。</p>
事務局 (有賀部長)	<p>しかし、しばらく開催されていけませんので、次回に委員の皆さんにご意見を出していただく中で、方向性が固まりましたら、額をどうしようかという話になると思います。</p>
委員	<p>自由に意見を言っても良いですね。</p>
事務局 (有賀部長)	<p>はい。でもまとめてはいただかないといけません。</p>
委員	<p>要は、下げるか、現状維持か、上げるかのどれかですね。そこがはっきりわかれば、その後にパーセントの話になる。</p>
事務局 (有賀部長)	<p>上げる等の方向性になった場合には、それぞれのパーセントの根拠についても、お示ししていくことになると思います。</p>
委員	<p>市議会議員になると厚生年金が支給停止になるじゃなかったかと思うので、確認をしておいて欲しい。</p>
委員	<p>今年の 4 月から、月額報酬と年金と合わせて 47 万円を超えると支給停止になるかと思う。金額が上がったので、支給停止にはならないのではないかな。</p>
事務局 (国枝係長)	<p>次回までに確認させていただきます。</p>
委員	<p>議員報酬は違った制度だった気がします。これにより町村議会議員のなり手がなくなったといった話も聞いた。今、市議会選挙選の倍率はどのくらいですか。</p>

事務局（有賀部長）	前回の選挙戦は、確か1名オーバーだったと思います。
委員	人口が減っているのに、議員定数が減らないのもおかしいですよ。
委員	23名から18名に減らしてはいますね。
委員	市議会議員さんはどのくらい活動しているのでしょうか。何日くらい稼働しているのですか。
事務局（有賀部長）	活動は市の会議だけではなく、日々が活動ですので、そこで情報を得て市政に届けていただいていると思います。市に出勤するだけではないので、やはり報酬という形になっていると思います。
委員	下手をすると365日ということも言えるのかもしれませんが。だから、やり手がいなくなるということもあるのかもしれませんが。
会長	<p>その他、ご意見等ございますか。なければ、次回は9月28日をご予定ください。</p> <p>これで第1回目の審議会の方を閉じさせていただきたいと思います。ありがとうございました。</p>